

# 本人確認情報の利用及び提供に係る事務の選定について

## ○選定結果

区分		事務数
申請・届出等で住民票等の添付を求めている事務	総数	225 事務
	代替できない事務	▲136 事務
	法制度上の制約がある事務	▲6 事務
	費用対効果を見込めない事務	▲31 事務
	<b>差引</b>	<b>52 事務</b>
市町村に住民票等を公用請求している事務	総数	109 事務
	代替できない事務	▲52 事務
	県民の理解が得られない事務	▲4 事務
	費用対効果を見込めない事務	▲14 事務
	<b>差引</b>	<b>39 事務</b>
災害に関する事務		<b>1 事務</b>
合計		<b>92 事務</b>

### 1 事務調査

各種申請・届出等において住民票の添付を求めている事務（法定事務を除く。）、県民の現住所等の確認のために市町村に住民票を公用請求している事務について実態調査（平成 23 年 11 月）

○申請・届出等で住民票等の添付を求めている事務 225 事務

○市町村に住民票等を公用請求している事務 107 事務

合計 332 事務

### 2 追加調査

実態調査で把握した事務のうち、住基ネットの本人確認情報で代替できる可能性がある事務（187 事務）について追加調査（平成 23 年 12 月）

→ 実態調査をしたところ、住基 4 情報を利用している事務として **134 事務**（住民の利便性増進：83 事務，行政の効率化：51 事務）あった。

#### 【1・2で除外した事務の例】

##### （1）住民の利便性向上関係

①本籍や続柄の確認など代替できない事務 136 事務

##### 【事務の例】

- ・自然公園法の特別地域内の許可に関する事務
- ・安全運転管理者等の選任等の届出に関する事務

②住民票の添付が、政令・省令で義務付けられているなど、法制度上の制

### 約がある事務 6 事務

#### 【事務の例】

- ・温泉成分分析を行う者の登録に関する事務  
※温泉法施行規則（省令）で住民票の添付を義務付け
- ・戦傷病者手帳の交付に関する事務  
※戦傷病者特別援護法施行規則（省令）で住民票の添付を義務付け

### (2) 行政の効率化関係

#### ①本籍や続柄の確認など代替できない事務 5 2 事務

#### 【事務の例】

- ・県営住宅の入居者の決定に関する事務
- ・栄典授与審査のための候補者推薦事務

#### ②県民の広い理解が得られないもの 4 事務

#### 【事務の例】

- ・児童扶養手当等の不服申立てに係る事務
- ・麻薬中毒者観察指導に関する事務

### 3 関係課との調整計 9 2 事務

住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定により、本人確認情報の利用又は提供できる事務として条例で定める事務は、次の基準を満たす事務とする。

#### (1) 住民の利便の増進に資する事務・・・5 2 事務

- ① 各種の申請・届出等において県民に住民票の添付を求めている事務で、住基ネットの本人確認情報により代替できること。

代替可能事務：8 3 事務

- ② 適切な費用対効果を見込めること（原則新規の端末の設置が不要なこと。端末の設置が必要な場合には、旅券事務並みの利用見込みがあること。）。

費用対効果を見込めない事務：▲ 3 1 事務

#### 【除外した事務の例】

- ・被爆者健康手帳の交付に関する事務  
※各保健所で受理し、交付している。
- ・普通肥料の登録に関する事務  
※千葉県農林総合研究センターで受理し、登録している。

#### (2) 行政の効率化を図る事務・・・3 9 事務

- ① 住民票を公用請求している事務で、住基ネットの本人確認情報により住民票の代替をするのに広く県民の理解の得られる事務（7 類型 53 事務）

※追加調査結果から 2 事務追加

- I 調査権について根拠条文がある事務・・・8事務  
(県税の賦課徴収, 恩給の受給権調査、道路交通法の放置違反金の徴収等)
- II 執行機関が処分を行うため住民票が必要な事務・・・7事務  
(NPO法人の認証取消し, 過料事件通知等)
- III 給付を行うのに住民票が必要な事務・・・4事務  
(戦没者等の妻・遺族に対する特別給付金の支給等)
- IV 債権の回収のため住民票が必要な事務・・・25事務  
(社会福祉士等修学資金の回収, 母子寡婦福祉資金の回収, 中小企業高度化資金の回収等)  
※児童扶養手当過誤払返還、青年就農給付金の回収(2事務)を追加
- V 違法行為の是正のため住民票が必要な事務・・・4事務  
(特定商取法の知事の指示又は命令, NPO法人への改善命令)
- VI 一定の資格確認・県の告示のため住民票が必要な事務・・・4事務  
(選挙長等の告示, 住民監査請求に関する事務等)
- VII 県民の健康増進等社会に寄与するため住民票が必要な事務・・・1事務  
(がん患者の状況の把握に関する事務)

② 適切な費用対効果を見込めること。

適切な費用対効果を見込めない事務：▲14事務

	I	II	III	IV	V	VI	VII	計
①	8	7	4	25	4	4	1	53
②	0	▲3	0	▲11	0	0	0	▲14
①－②	8	4	4	14	4	4	1	39

【除外した事務の例】

- ・港湾区域内海岸の監督処分に関する事務  
※港湾事務所で処理することになるが実績なし
- ・生活保護法による費用の全部又は一部の徴収に関する事務  
※各健康福祉センターで処理しているため

(3) 災害時における事務・・・1事務

災害時において知事が必要と認める場合における県民の安否の確認その他の当該災害の被災者の救助のために必要な措置に関する事務